

誓約書の提出を求める対象範囲

○本学と取引を行うすべての業者。ただし、以下の者は除く。

- ・国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ・学校法人
- ・国際機関、外国企業等
- ・電気・ガス・水道事業者等
- ・弁護士・特許・税理士等事務所
- ・商取引の相手方ではない個人
- ・その他、本学が本件の趣旨に馴染まないと判断した業種